

(目的)

第1条 この条例は、地域コミュニティにおいて町内会・自治会が重要な役割を担うものであることに鑑み、町内会・自治会の活動の活性化に関し基本理念を定めるとともに、市、町内会・自治会、市民及び事業者等の責務を明らかにすることにより、町内会・自治会の活動の活性化を推進し、もって市民が相互につながり、支え合いながら、将来にわたり安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的について規定しています。

【解説】

町内会・自治会は、安全で安心して暮らすため、地域コミュニティの中心として、市民同士の親睦やつながりを深め、防災・防犯活動をはじめ、環境整備など様々な活動に日々取り組んでおり、地域において重要な役割を担っています。

このような町内会・自治会の重要性を考慮して、市、市民、事業者、水住協、地区会の連携、協働のもと、条例第3条に掲げる基本理念に基づいて、町内会・自治会の活動の活性化を図ることを規定しています。多くの市民が町内会・自治会の活動を通して、地域活動に関わり、その中で地域における連携や絆を強めることで、市民が相互につながり、支え合いながら、地域コミュニティの活性化を図り、将来にわたり安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会・自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (2) 地区会 おおむね小学校区ごとに町内会・自治会及びその他の公共的各種団体等で構成する団体をいう。
- (3) 水戸市住みよいまちづくり推進協議会 本市における地域コミュニティの活性化を総合的に推進することを目的とし各種事業を実施する団体であって、地区会で構成するものをいう。
- (4) 市民 市内に住所又は居所を有する者をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び個人事業主をいう。

【趣旨】

本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないよう定めたものです。

【解説】

（第 1 号関係）

町内会・自治会とは、水戸市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体としています。スポーツ同好会のように特定の目的を行う団体や高齢者クラブ、女性会、子ども会等構成に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は含みません。水戸市では、「町内会」、「自治会」などの名称が用いられています。

なお、水戸市では、令和 6 年 4 月 1 日現在、約 1,260 の町内会・自治会が組織されています。

（第 2 号関係）

地区会とは、おおむね小学校区単位の地区内の公共的各種団体等で構成され、水住協を構成する団体としています。公共的各種団体は、町内会・自治会、社会福祉協議会支部、高齢者クラブ、女性会、PTA、子ども会育成会、民生委員・児童委員、防犯協会等で構成されています。

（第 3 号関係）

水戸市住みよいまちづくり推進協議会とは、地区会で構成された団体であって、地区会相互の連絡調整、意見の交換及び共同事業の計画樹立を行う団体としています。

水戸市では、行政の仕事の一部を町内会・自治会に協力いただく市政協力員制度を導入していましたが、住民による自主的な地域運営をより一層展開するため、1988（昭和 63）年に廃止、水戸市市政協力員連絡協議会を解散し、水戸市自治連合会を設立しました。1996（平成 8）年には、水戸市自治連合会と水戸市民憲章推進協議会が一本化され、水戸市住みよいまちづくり推進協議会が設立されました。

（第 4 号関係）

市民とは、市内に住所又は居所を有する者としています。

（第 5 号関係）

事業者とは、水戸市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び個人としています。この条例の目的のために、市内の企業や商店といった事業者の

方々にも一定の役割が期待されています。また、社会福祉法人、学校法人等も「事業者」に含まれます。

なお、事業者のうち、水戸市内に所在する住宅の販売若しくは賃貸又は建築若しくは管理を業として行う者を「住宅関連事業者」としています。個人で住宅の賃貸を行ういわゆる「大家さん」も、その住宅の賃貸を業としている場合にはこれに含まれます。また、住宅の売主や貸主に代わって取引を行う事業者、売主と買主あるいは貸主と借主の間に立って取引を仲立ちする事業者も住宅関連事業者としています。

(基本理念)

第3条 町内会・自治会の活動の活性化は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が相互に交流を深め、支え合いと協力をしながら、地域社会の一員として自主的かつ主体的に活動すること。
- (2) 市民の多様な価値観及び自主性を尊重するものであること。

【趣旨】

この条例に基づいて、町内会・自治会への加入や活動への参加を促進するに当たって、基本的な考え方を述べています。

【解説】

(第1号関係)

町内会・自治会には、私たちが地域の中で安全で安心して快適に暮らすため、防災・防犯活動を始め、環境整備など様々な活動に取り組んでおり、地域において重要な役割を担っています。これらの活動により、市民同士の親睦が深まり、地域における連携や絆など、地域のつながりが強くなることが期待されます。

(第2号関係)

地域には、様々な価値観や考え方、世代や生活状況、居住年数などにより異なった考え方を持つ人々が暮らしています。町内会・自治会への加入や参加の促進には、このような人々の多様性の尊重や、それぞれの自主的な姿勢が重要です。また、町内会・自治会それぞれの自立性や地域の成り立ちの違いなどによる個性に配慮する必要があります。

(市の責務)

第4条 市は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会と連携しながら、町内会・自治会の活動の活性化に資する総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、市民並びに水戸市住みよいまちづくり推進協議会、地区会及び町内会・自治会の意見を十分に反映するものとする。

【趣旨】

町内会・自治会への加入や活動への参加を促進するに当たって、市の責務について述べています。

【解説】

(第1項関係)

市は、市民や町内会・自治会の自主性・自立性を尊重しながら、町内会・自治会への加入や活動への参加を進めるために、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会と連携しながら、町内会・自治会の活動の活性化に資する総合的な施策を推進することを規定しています。

市は、支援の実施に当たっては、市庁内関連部署との連携を深めるものとします。また、市は、市民が町内会・自治会へ加入するための取組や、町内会・自治会の活動への参加を促すような仕組みづくりなどを検討する際に、他の町内会・自治会での成功事例などの情報提供を行うほか、相談や助言を行うなど、必要な措置を講じます。

さらに、市は、市民が町内会・自治会やその役割の大切さなどについて理解を深め、町内会・自治会への加入や活動への参加を進めるために、広報紙やホームページなどを活用して、積極的に広報・啓発活動を行います。

(第2項関係)

市は、町内会・自治会の活動の活性化に関する施策の推進に係る支援を行う際には、アンケート調査や意見聴取を行うなど、町内会・自治会、市民、水住協、地区会等の意見を反映させることを規定しています。

なお、市は、市の業務に関する様々な依頼によって町内会・自治会の負担が過重なものとなり、本来の町内会・自治会の活動に支障を与えることがないように、地域に関連する事業を実施する際には、市の関連する部署が連携し、町内会・自治会に配慮します。

(町内会・自治会の責務)

第5条 町内会・自治会は、基本理念にのっとり、町内会・自治会の活動を推進するものとする。

2 町内会・自治会は、市民の自発的な加入を促進するよう努めるものとする。

3 町内会・自治会は、その活動について、市民及び事業者にとって参加し、及び協力しやすいものとなるように努めるものとする。

4 町内会・自治会は、その運営について、透明性の向上を図り、市民にとって分かりやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。

5 町内会・自治会は、地域コミュニティを担う人材の育成に努めるものとする。

【趣旨】

町内会・自治会への加入や活動への参加を促進するに当たって、町内会・自治会の責務について述べています。

【解説】

(第1項関係)

町内会・自治会の活性化に当たっては、市、町内会・自治会、地区会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、市民及び事業者等が基本理念にのっとり、町内会・自治会の活動を推進することを第3条で規定しています。今回の条例の根幹をなし、よりどころとなる町内会・自治会は、特に基本理念を踏まえて役割を担当し、加入や活動への参加に関して、市民を受け入れるべきことから、基本理念に関する表現を改めて入れているものです。

(第2項関係)

町内会・自治会の活動や運営について、令和2年度に実施した町内会・自治会に関するアンケートの結果にあるとおり、「町内会・自治会に加入しない理由」として、「町内会・自治会を知らなかった」といった意見が挙がっていたことから、市民に十分に情報が伝わっていないことが課題の一つとなっております。また、同アンケートの結果、「町内会・自治会に誘われなかった」といった意見もあったことから、転入・転居したばかりの人や地域との関わりが薄い人にとっては、参加しづらいことも課題となっております。

そのため、地域活動や行事等を通じた市民の交流の機会を設けるとともに、回覧板等の活用などにより町内会・自治会の活動状況を積極的にお知らせするなど、町内会・自治会等への加入や参加がしやすいような工夫が望まれます。

(第3項関係)

町内会・自治会は、安全で安心な住みよい地域づくりを中心的に担ってきた存在として、防災・防犯活動、環境美化活動や市民の相互交流、親睦など様々な活動を行っており、これからも引き続き安全で安心な住みよい地域の形成に向けて、町内会・自治会活動を一層推進するとともに、市民や事業者にとって参加し、協力しやすい活動となるよう努めていくことが望まれます。

(第4項関係)

町内会・自治会の組織づくりや運営においても、中立性や公平性に配慮しながら、分かりやすい会則づくりや明朗な予算・決算の報告、民主的な適切な役割分担など、参加しやすい開かれたものとしします。

(第5項関係)

現在、多くの町内会・自治会では、活動を中心に行う役員が高齢化しており、役員の担い手の育成が十分でない状況にあります。SNS等の利便性の高いコミュニケーションツールの活用など、若い世代をはじめとする様々な世代が活動しやすい環境づくりを行い、これからの地域を担う人材を育成することが望まれます。

(市民の責務)

第6条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、町内会・自治会に加入するように努めるものとする。

2 市民は、町内会・自治会の活動に主体的に参加するように努めるものとする。

3 市民は、町内会・自治会の活動を通じて地域社会の課題の解決に主体的に取り組むように努めるものとする。

【趣旨】

町内会・自治会への加入や活動への参加を促進するに当たって、市民の責務について述べています。

【解説】

(第1項関係)

町内会・自治会への加入は、強制されるものではありません。しかし、市民は、自らが地域の一員であることを認識して、地域で重要な役割を果たしている町内会・自治会に目を向け、自らが居住する地域の町内会・自治会に加入することが望まれます。

(第2項関係)

町内会・自治会は、市民同士の親睦やつながりを深め、地域の防災・防犯活動をはじめ、環境整備など地域の生活に関わる様々な活動に取り組んでいます。防犯灯の設置や、高齢者・子どもの見守り、環境美化活動、お祭りの準備など、町内会・自治会の活動は、自分たちの住む地域を自分たちの手でより良くしていこうという自治活動です。そのため、市民は、それぞれが暮らす町内会・自治会の活動に積極的かつ主体的に参加・協力することが望まれます。

(第3項関係)

地域では、人口減少、超高齢化、災害リスクの増大、防犯意識の高揚など、様々な課題が山積しています。特に、本市は、町内会・自治会の加入率が低下傾向にあり、市としても、水住協と連携しながら、「みと町内会・自治会カード事業」をはじめ、様々な加入促進活動に取り組んでいるところですが、加入率向上の決定打とはならず、依然として厳しい状況が続いています。このような中、行政だけでは、地域の全ての課題に手が届いていない状況にあり、市民と行政との協働のもと、市民が町内会・自治会の活動によって、地域の課題の解決に主体的に取り組むことに期待されます。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、町内会・自治会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

2 事業者は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会が実施する町内会・自治会への加入促進に関する事業に協力するように努めるものとする。

3 事業者のうち、住宅の販売、賃貸、建築又は管理を行うものは、当該住宅を購入し、又は賃借しようとする者の地域の町内会・自治会への加入及び町内会・自治会の設立の支援に努めるものとする。

【趣旨】

町内会・自治会への加入や活動への参加を促進するに当たって、事業者の責務について述べています。

【解説】

(第1項関係) 事業者も地域社会の重要な一員です。事業者にも、町内会・自治会への理解と協働のもとに、できる限り地域の町内会・自治会の活動に参加し、また、協力して、地域における絆や連携を強めることで、地域社会の活性化に寄与していただくことが期待されています。

(第2項関係) 事業者は、「みと町内会・自治会カード事業」をはじめ、水住協等が推進する加入促進施策に協力いただくことを期待されています。

(第3項関係) 転入や転居は、町内会・自治会への加入の機会でもあります。町内会・自治会への加入促進を図る上で、水戸市内における住宅の建築や販売、賃貸、管理を行う事業者(住宅関連事業者)の理解と協力が欠かせません。住宅関連事業者は、町内会・自治会の活動への参加を促進するために行う市の施策へ協力することが望まれます。

(水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会の責務)

第8条 水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会は、市民の自発的な町内会・自治会への加入及び町内会・自治会の設立を促進するために積極的に支援を行うものとする。

2 水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会は、町内会・自治会に対する市民の理解と関心を深め、町内会・自治会の活動への参加を促進するために積極的に支援を行うものとする。

【趣旨】

町内会・自治会への加入や活動への参加を促進するに当たって、水戸市住みよいまちづくり推進協議会と地区会の責務について述べています。

【解説】

(第1項関係)

水戸市住みよいまちづくり推進協議会と地区会は、市と連携しながら、市民の自発的な町内会・自治会への加入及び町内会・自治会の設立を促進するために必要な支援を行うことを規定しています。

水戸市住みよいまちづくり推進協議会は、町内会・自治会加入促進委員会を開催し、市との協働により、町内会・自治会への加入促進施策を検討するものとします。また、町内会・自治会の設立に係る相談があった場合は、地区会とともに、設立に向けた支援に取り組むものとします。

地区会は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会が行う町内会・自治会への加入促進施策に積極的に協力を行うものとします。また、町内会・自治会の設立に係る相談があった場合は、設立に向けた支援に取り組むものとします。

(第2項関係)

水戸市住みよいまちづくり推進協議会と地区会は、市と連携しながら、町内会・自治会に対する市民の理解と関心を深め、町内会・自治会の活動への参加を

促進するために必要な支援を行うことを規定しています。

水戸市住みよいまちづくり推進協議会は、町内会・自治会の運営の参考となるように作成している「町内会・自治会等運営の手引き」を毎年度更新するなど、町内会・自治会の活動や設立を行いやすい環境整備に努めるものとします。

地区会は、地区広報紙発行、緑化推進、清掃活動、まつりの開催、市民スポーツ大会の開催、地域コミュニティプランの推進などを通して、市民の町内会・自治会活動への参加を促進するものとします。

(補則)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例に定めのない事項は、必要に応じて規則や要綱等で別に定めることとします。